

市民税・都民税の 電子申告が始まりました

令和8年度市民税・都民税申告（令和7年中の所得等に対する申告）から電子申告ができるようになりました。申告会場で待ち時間を気にせず、自宅から気軽に手続きをすることができます。この機会に電子申告にチャレンジしてみませんか。

電子申告にチャレンジ！ こんなメリットがあります

自宅で好きな時間に申告ができる！

インターネットを利用して自宅から簡単にを行うことができます。移動時間や待ち時間を減らせ効率的です。

計算ミスを防ぎ、入力が簡単！

自動計算機能と入力ガイドにより、計算ミスのリスクを大幅に軽減し、記載作業がスムーズに進みます。

申告書の印刷や郵送が不要！

申告書の記載・印刷・郵送の必要がありません。郵送料不要でポストまで行く手間もなくなります。



電子申告をやってみよう！

eLTAX個人住民税申告システムから申告をします。システムにアクセスするには、次の3つの入り口があります。まずは、①マイナポータル ②市HP ③eLTAX HPのいずれかへアクセス！

操作画面イメージ

ステップ 1 申告年度選択 ステップ 2 メールアドレス入力 ステップ 3 マイナンバーカード情報入力 ステップ 4 申告書入力 ステップ 5 申告内容を確認しデータを送信

スマホでできる！ 電子申告スタートガイド

電子申告の詳細については右のQRコードからご確認いただけます。



問い合わせ : 町田市財務部市民税課 ☎042-724-2114・2115

社会保険料控除を受ける方へ

市民税・都民税申告をされる方で、社会保険料控除を受ける方は、領収証書、年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票、口座振替の履歴がわかる預貯金通帳の写し等を添付して申告してください。

社会保険料控除（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）を受ける方で、領収証書等の納付履歴を確認できる資料を用意できない場合は、以下の方法で「保険税（料）の納付済額資料」を申請できます。

【保険税（料）納付済額資料の申請方法】※添付資料としてご利用いただけます。

- 1 町田市ホームページからオンライン申請
 - 2 町田市納税課への電話連絡 電話番号：042-724-2121（直通）
 - 3 納税課（市庁舎 2 階 210 窓口）への来庁
- オンライン申請やその他不明点については、市 HP（右記二次元コード）をご覧ください。



オンライン申請の詳細はこちら

給与所得が複数ある場合の市民税・都民税の徴収方法について

給与所得が複数ある場合の市民税・都民税の徴収方法について、令和 8 年度の市民税・都民税（令和 7 年中の所得に対する市民税・都民税）の申告から、以下のとおり変更します。

令和 7 年度（令和 6 年中の所得）まで	令和 8 年度（令和 7 年中の所得）以降
本人の申告において、（注記 1）のいずれかの方法で申告した場合、支払い方法は主たる給与分は特別徴収、従たる給与分（副業）は普通徴収に分ける。	<u>本人の申告によらず、支払い方法は、従たる給与分を含めて主たる給与の事業者で特別徴収する。</u>

注記 1

- ・確定申告書の第二表「○住民税に関する事項」の「給与、公的年金以外の所得に係る住民税の徴収方法」にて「自分で納付」を選択された場合
- ・市民税・都民税申告書の表面の「給与、公的年金等に係る所得以外の所得に係る市民税・都民税の徴収方法」にて「自分で納付」を選択された場合

変更の経緯は、以下のとおりとなります。

①地方税法に則った取り扱いにするため

地方税法第 321 条の 3 にて、「前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする」と定められており、主たる給与と従たる給与を分けて徴収する旨の規定ではないこと。

②市民税・都民税額以外の情報が主たる給与の事業者（特別徴収義務者）に知られることがないため

主たる給与の事業者（特別徴収義務者）には、「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」の税額通知書を送付します。「特別徴収義務者用」の税額通知書は、給与から差し引く税額のみが記載され、所得や控除の内訳は記載されません。また、「納税義務者用」の税額通知書は、所得や控除の内訳が記載されますが、圧着シート加工して送付しており、市民税・都民税額以外の情報（総所得金額や控除金額など）が他者に知られることはありません。

なお、前述の注記 1 のいずれかの方法で申告した場合で、給与・公的年金以外の所得（営業所得、不動産所得、株の配当所得等）に対する税額の納付方法は、令和 8 年度以降も従来どおり普通徴収とすることが可能です。